

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。
 保険料は、被保険者一人ひとりが安心して医療を受けるための、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。

後期高齢者医療制度とは

この制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり高齢者の方々に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- *75歳の誕生日から対象
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害などを持ち、加入を希望する方
- *障害認定を受けた日から対象

年間保険料

前年の所得情報などを基に、今年度の年間保険料が決まります。金額や納付方法などについては、7月中旬に送付する決定通知書などでご確認ください。

保険料の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。
 後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めていただきます。

*この方法によるお支払いの場合は、手続きの必要はありません。
 ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書により通知します。
 *特別徴収は、年金支給月(Ⅱ偶数月)が納期になります。

普通徴収(納付書や口座振替)

市が自宅に郵送する納付書や金融機関への手続きによる口座振替などにより納めていただくことを普通徴収といいます。
 【対象者】
 ▼年金額が年額18万円未満の方
 ▼介護保険+後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方
 *介護保険料だけは天引きされます。

普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	11月30日(月)
第5期	2月1日(月)
第6期	2月29日(月)

▼年齢到達や転入により、新たに後期高齢者医療の対象者になった方
 *納期は資格取得日以降となります。
 申し出により、特別徴収から普通徴収へ変更された方

納付方法の変更手順

特別徴収(年金天引き)の方でも、申し出により口座振替での普通徴収に変更することができます。

- 金融機関で
- ① 被保険者証
 - ② 通帳
 - ③ 通帳の登録印
- を持参の上、口座振替の手続きを行います。

市役所の窓口で
 ①金融機関に提出した口座振替依頼書の控え
 ②被保険者証
 ③印鑑(スタンプ印を除く)
 を持参の上、「納付方法変更」の申し出を行います。

直近の停止可能月から年金天引きが停止され、口座からの保険料引き落としが開始されます。

【問合せ先】本庁保険年金課
 高齢者医療グループ
 ☎(23)5111
 (内線2831・2833)



豊かな環境を子どもたちのために ゴミの減量 始めませんか

私たちが生活するうえで、必ず出るゴミ。このゴミを処理するために、多くの経費が使われているのをご存じですか。

私たちのちよっとした工夫や心掛けで、ごみも経費も減らすことができます。

▼本市のごみの量はどのくらい?

H25年度で、1日当たり80.8トンのごみが出ている計算になります。

	H23	H24	H25
資源物	3,303	3,220	3,134
粗大ごみ	1,174	1,465	1,388
燃やせないごみ	993	980	1,043
燃やせるごみ	24,381	24,762	23,928
合計	29,851	30,427	29,493

(単位:トン)

▼ごみが増えたと何が問題?

○ごみを燃やす際に、石油や電気など、多くのエネルギーを消費してしまい、限りある資源を無駄に使ってしまいます。市の費用もそれだけかかるようになります。

○ごみを燃やすと、二酸化炭素など

の温室効果ガスが発生し、地球温暖化の要因となります。

○川内クリーンセンター最終処分場の埋立残容量が残り少なくなっています。

▼私たちにできる取り組みは?

▶ごみの量を大幅に減らすためには、ごみ全体の約8割を占める「燃やせるごみ」の量をいかに抑えるかが鍵となります。

- ① 詰め替え商品やばら売りをなるべく利用し、使い捨て容器や使い捨て商品の使用を抑えましょう。
- ② 会食や宴会時は、乾杯後30分とお開き前10分間は、席を立たずに料理を楽しむ30・10(さんまるいちまる)運動を推進し、食べ残しがないように努めましょう。
- ③ 毎月10日を、もったいないクッキングデーとし、これまで捨てていた野菜の茎や皮などを、上手に活用して料理を作ってみましょう。
- ④ 毎月30日は、冷蔵庫クリーンアップデーとし、冷蔵庫の賞味期限や消費期限の近いもの、傷みやすいものから優先的に使用し、冷蔵庫を整理しましょう。
- ⑤ 生ごみの約80%は水分です。しっ



*このページに関する問合せ先
 本庁環境課廃棄物対策グループ
 ☎(23)5111(内線2731・2733)

かり水分を切つてごみに出しましょう。

市では、生ごみの自家処理(堆肥化)を推進しています。生ごみ処理機器などの購入に対し、補助金を交付しています。

○ごみの分別などは、私たちの生活に定着してきていますが、いまだにマナーを守らない人も多く見受けられます。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の詳細は、「ごみの分別ハンドブック」、「ごみ・資源物収集カレンダー」などでご確認ください。

*本庁環境課または各支所地域振興課で配布しています。

○野焼きは原則、認められていません。
 ご近所への迷惑にもなるので、家庭では焼却をしないようにしましょう。

ちよっと一言 り収集現場の声

○カラスに荒らされたごみを片付けるのは大変。ごみ出しの際にしっかりとネットなどの中に入れてほしい。

○燃やせるごみなどの中にスプレー缶が入っていたときが怖い(過去に火事になったこともある)
 ○草を燃やせるごみで出すときは、しっかりと乾燥させてから出してほしい。

▼資源物?燃やせるごみ?収集の際、迷ってしまう「ごみの疑問」

Q..洗っても落ちない、汚れなどが付着したペットボトルやプラスチックはどっち?
 A..よく洗ってあれば、資源物です。洗い方が不十分な場合も、安易に燃やせるごみとはせず、再度洗って、悪臭の原因を取り除いてから、資源物で出すようにしましょう。

ただし、発砲スチロールにマジックで書いてある、洗っても消えない部分だけはカットし、細かく切つて燃やせるごみで出してください。

Q..値札のシールなどが貼ったままのトレイなどはどっち?
 A..紙製のラベルやシールなどは「取れる範囲」ではがしてください。どうしてもはがれない場合は、そのまま資源物で出してください。